

虐待防止のための指針

介護老人福祉施設 秋桜の里かみふくおか

令和6年4月1日

1. 施設における虐待防止に関する基本的考え方

当施設は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を与えること。
また正当な理由もなく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄放任
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に対し心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待
契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」（以下委員会）を設置します。なお、本委員会の運営責任者は施設長とし、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護師等各サービスから選任した委員で構成し、委員長は委員の互選とします。また、当委員会の委員長を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当）」とします。

- (2) 身体拘束適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に開催します。
- (3) 委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。虐待発生時等においては、必要に応じ、臨時委員会を開催する。また、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。
- (4) 委員会の議題は、次のとおりとします。
 - ① 高齢者虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること
 - ③ 施設職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備について
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (5) 委員会の内容は、回覧を通して職員に周知するものとします。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
- (3) 実施は、「年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因

の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合には、虐待防止責任者に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び通報があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、虐待防止責任者が代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高い事案と判断される場合には市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて市区町村に報告します。
- (7) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容を苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の流れは、「6.虐待等が発生した場合の相談、報告体制」によるものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 入所者等に対する指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人のホームページに掲載します。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。